

発 議 案

令和6年第4回定例会に別紙のとおり発議案の提出があった。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

七飯町議会議長 木 下 敏

発議案第12号

七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年12月9日

七飯町議会議長 木下 敏 様

提出者

七飯町議会議員 中川友規

賛成者

七飯町議会議員 上野武彦

” 澤出明宏

” 佐々木陵二

” 川村主税

” 稲垣明美

七飯町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

七飯町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定は公布の日から施行する。